

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年7月23日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 大分県豊後高田土木事務所
- (2) 住 所 大分県豊後高田市是永町39

2 水路測量を実施する区域及び期間

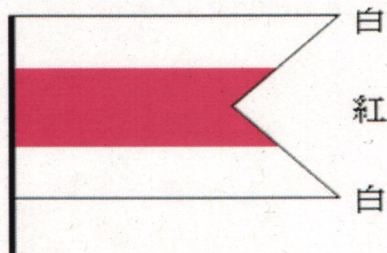
- (1) 区 域 豊後高田市沖（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和8年7月24日から
令和8年9月30日（内7日間）

3 水路測量の実施方法

GPSによる測位、シングルビーム測深機（千本電機製PDR-1200）による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 七管区水路通報に掲載する。

